

## 集中生産のために機械装置を移設した場合

**Q** : 当社は生産性向上のため、二つあった工場を一つにまとめることにし、B工場の機械装置をA工場に移設しました。この際生じた移設費用（運搬費・据付費など）は、当期の損金の額に算入することができますか？

**A** : 集中生産のために生じた移設費用は資本的支出として機械装置の取得価額に算入され、移設直前の帳簿価格に含まれている据付費相当額は移設時の損金の額に算入されます。

### 【解説】

機械装置の移設に係る費用は、移設することにより機械装置の価値を高めるものではありませんから、通常の場合は、修繕費等としてその移設時の損金の額に算入することができます。

しかし、集中生産又はより良い立地条件において生産を行う等のために機械装置を移設する場合には、その移設により機械装置の効用が増加すると考えられますから、その移設費についても資本的支出として機械装置の取得価額に算入されるとともに、移設直前の帳簿価格に含まれている据付費相当額は移設時の損金の額に算入されることとなります。

ただし、移設費の合計額が移設直前の帳簿価格の10%相当額以下であるときは、移設直前の帳簿価格に含まれている据付費相当額を損金の額に算入しないで、移設費を移設時の損金の額に算入することが認められています。

なお、移設の際に生じる解体費用については、いずれの場合も移設時の損金の額に算入することができます。

